

第5次三田市男女共同参画計画(案)に対する
 市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について

1 実施概要及び結果

- (1) 実施期間 平成30年1月5日(金)~2月5日(月)
- (2) 閲覧方法
 ア まちづくり協働センターでの閲覧
 イ 各市民センター等での閲覧(市内8カ所)
 ウ 市民情報ひろば(市役所本庁舎1階)での閲覧
 エ 市ホームページでの閲覧
- (3) 意見の提出方法
 住所、氏名、電話番号を記入して、郵送、ファクス、eメール等で提出
 様式は自由
- (4) 意見件数 21件(3名)

2 意見の概要と市の考え方

- 【計画(案)を修正するもの】...6件
 【提案として、計画推進の参考とするもの】...15件

【計画(案)を修正するもの】

	意見の内容(要約)	市の考え方(案)
1	第2章「1第4次三田市男女共同参画計画策定後の国の動き」に、平成28年3月に改正され、平成29年1月から施行の改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の明記が必要である。	ご指摘のとおり、平成28年に「育児・介護休業法」改正と「男女雇用機会均等法」改正を加筆します。
2	具体的な施策 10の具体的な施策の内容で「LGBT等性的マイノリティ」とある。本計画中の「LGBT」、「性的マイノリティ」を「LGBT等性的マイノリティ」に統一すべきである。	「LGBT」は「性的マイノリティ」の例示であることから、主にLGBTを指している分については、「LGBT等の性的マイノリティ」と修正します。また、性的マイノリティ全体を指している分は「性的マイノリティ」とします。
3	基本課題6の現状と課題3行目「女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、生涯にわたって男性と異なる健康上の問題に直面します」とあるが、中には問題ではない場合もあると思います。例えば「~身体が変化する時期」という表現はいかがでしょうか。	ご指摘の部分について、「女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、生涯にわたって男性と異なり、体が変調する時期があります。」と修正します。

4	基本課題 6 の現状と課題 13 行目「男性自身の中にある固定的な性別役割分担意識があると推察でき」とあるが、「男性自身の中にある弱音を吐けないなどの固定的な性別役割分担意識があると推察でき」と入れると具体的でわかりやすいと思う。	ご指摘の部分について、「男らしくあるべき」「男は弱音を吐くべきではない」といった男性自身の固定的な性別役割分担意識があると推察でき」と修正します。
5	基本課題 8 の現状と課題の 19 行目「性的マイノリティと呼ばれる人々は、本市においては、・・・」とあるが、「LGBT 性的マイノリティの人々は、社会生活を営む上で困難や問題を多くかかえている。本市においては、・・・」と訂正・追加すべきである。	ご指摘の部分について、「性的マイノリティの人々は、社会生活を営む上で困難を多くかかえている場合があります。本市においては、・・・」と修正します。
6	DV の用語解説について、加害者 = 男性、被害者 = 女性と捉えられかねないので、最後に「男性から女性への暴力が全体の 9 割を超える」等の一文を加える方がよいと思う。	ご指摘の部分について、「夫や恋人など」の部分を「夫婦や恋人など」と修正します。

【提案として、計画推進の参考とするもの】

	意見の内容（要約）	市の考え方（案）
7	全体を通して、男女共同参画を社会に広め定着させたいという意気込みを感じさせる計画案であると思いました。丁寧にすみずみまで細かく説明ができていたと感じました。統計のグラフも三田市と国の比較ができるようになっていくものも多く、市の現状を理解するのに役立ちました。	今後も、市の現状を踏まえ、計画に基づいて、男女共同参画社会の実現に向け、効果的な取り組みを実施していきたいと思えます。
8	現在、社会全体の取り組みが必要とされている“女性活躍推進”や“働き方改革”の追い風と性別役割分担意識の解消とをうまく連動させて、すすめていっていただきたいと思う。	本計画は「男女平等・男女共同参画意識の浸透・定着」「あらゆる分野における女性の活躍」「健康で安心して暮らせる社会の実現」を基本目標に掲げており、それらを総合的に取り組んでいきます。
9	「1 計画の位置づけ」の根拠法に、平成 28 年 3 月に改正され、平成 29 年 1 月から施行の改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の明記が必要である。	本計画は、「計画の位置づけ」に記載のとおり、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の 3 つが根拠法であり、これらの法律に規定された計画です。育

		児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の規定に基づくものではないことから記載していません。
10	基本理念について、男女(だれも)のルビもよいと思います。男女(みんな)のルビもまたわかりやすいかと思う。	基本理念については(だれも)とルビを振りましたが、趣旨としては、誰もがみんな認め合い輝けるまちをめざして、男女共同参画社会実現に向けて取り組んでいきます。
11	具体的な施策 50「外国人やその子どものために「日本語サロン」を充実します」とあるが、日本語サロン利用時の保育サービスの場所が幼児室ではなく、椅子や机が置いてあり幼児用トイレもない会議室を利用していると聞く。外国人が日本で子育てをするうえで「日本語サロン」は重要であるが、その保育サービスがそのような環境では安全安心なサービスとは到底思えない。外国人親子に対して「安心して産み育てられる子育て環境づくり」が置き去りにされていないか。	会議室での保育サービスであっても、保育者が安全面を十分配慮しており、必ずしも、幼児室でなければ、安全安心な保育サービスができないということはないと認識しています。 今後、いただいたご意見をもとに、日本語サロンの充実について検討していく中で、さらに安心して保育サービスを受けていただける方法について、幼児室の利用も含め主催者と協議してまいります。
12	行政の活動指標 NO.4「修了生を対象としたステップアップ型講座」はどのようなものか？	男女共同参画に関する基礎的な講座を受講修了した人を対象とした、より専門的な内容の講座のことです。
13	行政の活動指標 NO.9「母子・父子自立支援プログラム」とはどのようなものか？以前 11 回もあったのに、0 になっている理由は？	母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、以下の支援を行って自立促進を図る事業です。 1. 個別面接の実施 2. 本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等についての状況把握 3. 個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定 4. 策定後の状況も継続的にフォロー スマホ等の普及により、第 4 次計画策定当時に比べて、就業や資格取得に関する情報収集が個人でも容易になり、希望者が減少していることが理由であると考えられます。

14	<p>行政の活動指標 NO.15 D Vに関する相談件数が63件から800件に増加しているが、これはよいことなのか？あまりにも増加しているので、少し不安になった。</p>	<p>相談件数の増加の背景は、単に相談事案の増加だけでなく、相談窓口の周知、DVの認識の向上などが考えられます。</p> <p>また平成27年度から専門の相談窓口である配偶者暴力相談支援センターを開設したことから、件数が急増したと考えられます。</p>
15	<p>行政の活動指標 NO.16 D V 被害者支援の関係機関連携回数が25回から400回に増加しているが、どのようにカウントしているのか。</p>	<p>D 被害者に対して情報提供や助言等に留まらず、支援のため直接関係機関と連携した場合にカウントしています。1人の被害者に対して複数の関係機関と連携した場合はその回数をカウントしています。平成27年度から専門の相談窓口である配偶者暴力相談支援センターを開設したことから、回数が急増したと考えられます。</p>
16	<p>市民・事業者の活動指標 2にある市民主催の講座が50回あったそうだが、中身はどのような講座なのか。</p>	<p>夫婦で子育てに参画するための講座や熟年世代の男女がともに暮らしていくための講座等を複数の市民団体が開催しています。</p>
17	<p>基本課題2 現状と課題の生涯学習4行目「ライフキャリア」の意味がわかるようでわからない。日本語で表現できないか。</p>	<p>日本語で適切な表現がなく「ライフキャリア」としました。</p> <p>ここでは、仕事のキャリアだけでなく生活全般で得た経験を含めてキャリアと認識し、多様な働き方や地域活動等含めた人生設計、暮らし方といった意味で用いています。</p>
18	<p>基本課題4の活動指標3番目「出産補助休暇」とはどのようなものか。</p>	<p>男性が、配偶者の出産の付き添いなどのために取得する休暇です。</p>
19	<p>基本課題5の市民の役割について、ステップファミリーの増加で何か難しい問題が起こっているのか。外国人世帯も支援を必要としていると思うので、加えてもいいように思う。</p>	<p>ステップファミリーの増加が問題ではなく、現在は世帯構成が多様化している例として挙げています。外国人世帯を具体的に挙げていませんが、「等」のなかに含むという認識です。</p>
20	<p>基本課題6の現状と課題9行目にある30代男性の悩みとはどのようなものなのか。具体例を記載することは難しいか。</p>	<p>平成29年度男女共同参画市民意識調査では、具体的な悩みの内容をたずねていないので、具体例を記載することができません。</p>

21	基本課題 7 の「事業者の役割」と具体的施策 38 の表現に、改正前育児・介護休業法の不利益取扱い禁止と改正後の防止措置義務（労働者への周知・啓発、相談体制の整備等の徹底等）の関係を明記すべきである。	記載内容には、ご指摘の事項を含んでいるという認識です。 育児・介護休業法に関わらず、根拠法令等の記載は最小限にとどめ、できるだけわかりやすい表現になるよう努めています。
----	--	---